

平成 22 年 4 月 21 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2010

課題番号：19530001

研究課題名（和文） 英米法における時間（歴史）の要素の存在構造と現行法への示唆

研究課題名（英文） The Nature of History built in Anglo-American Law

研究代表者

大内 孝（OUCHI TAKASHI）

東北大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：10241506

研究代表者の専門分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：法制史、英米法

## 1. 研究計画の概要

判例法主義を採る英米法において、歴史が本来的に組み込まれて（built in）存在しているということの意味、換言すれば英米法における時間（歴史）の要素の存在構造を、特に権威的の法典籍（books of authority）における時間的要素に対する思考法および処理方法を追究することによって考察し、英米法には歴史が本来的に組み込まれていると言われることの根元的意味を明らかにし、英米現行法学・法制史学のあり方に対する一定の示唆を行って、ひいてはわが国における英米法制度の摂取のあり方を見つめ直す比較的視座を提供する。

## 2. 研究の進捗状況

（1）18世紀後半以降に絶大な影響力を持った、ブラックストン著『イングランド法釈義』の中に無数にちりばめられている法律用語及び法概念から、「法律用語・法概念集」の機能を果たす基礎資料を抽出し作成中である。

（2）上の作業の成果を利用し、『釈義』が果たした現実の法に対する影響例を抽出する視点から、「アメリカへのイギリス法の継受は、ブラックストン『釈義』に負うところが大きい」という、従来の英米法学によって行われてきた言明を検証する論文を執筆した。

（3）同様の方法及び視点から、『釈義』が、アメリカ合衆国憲法中の「反逆罪条項」の成立および内容上の「法理」に大きく関わっている事実と、他面、当時のアメリカの政治状況によってもたらされた「実

理」から、その法理が実務上、特殊アメリカ的に変形された様相とを描き出し、論文として発表した。

（4）英米法における時間（歴史）の要素の存在構造それ自体に関して考察し、特にアメリカ法制史学を、純粋に歴史学としての再構築することの可能性とその意義に関する考察を深める。具体的には、19世紀のアメリカにおける訴訟手続の簡略化と、その実体法への影響のあり方を、特に不法行為法あるいは契約法の近代的生成あるいは変容の中に見、その姿を理論的に定式化することを試みる論文の執筆に取り組んでいる。

（5）これと同時に並行に、上記『釈義』が、従来の類書とは全く異なって、訴訟方式（forms of action）の体系ではなく、「権利 rights」および「権利侵害 wrongs」の体系で書き上げたことに着目し、具体的な法制度の展開とのかかわりに注目して、今後のさらなる研究のための観点を整理する。

## 3. 現在までの達成度

②おおむね順調に進展している。

（理由）

目的および計画に沿った研究を進めることにより、既に2本の研究論文を執筆し発表したこと。さらに、最終の取りまとめの役割を果たす第3の論文執筆が進行中であり、年度内には完成できる見込みであること。

## 4. 今後の研究の推進方策

（1）本研究に必要な文献資料をさらに補

充する。

(2) ブラックストーン著『イングランド法  
釈義』から抽出する、「法律用語・法概  
念集」の機能を果たす基礎資料作成を一  
層充実させる。

(3) 最終の取りまとめの役割を果たす  
上記第3の論文の、確実な執筆完成を目  
指す。

#### 5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に  
は下線)

[雑誌論文] (計2件)

1. 大内孝、初期アメリカ合衆国における反  
逆罪の法理と実理——合衆国憲法反逆  
罪条項の歴史的文脈——、『法学』、査読  
無、72巻6号、2009年、873-907頁
2. 大内孝、ブラックストーンと「アメリカ法  
形成期」考——序——、『法学』、査読無、  
72巻3号、2008年、390-430頁